

建設業法施行令の一部改正に係る入札契約事務の対応について

令和4年11月18日
茨城県土木部

建設業法施行令の一部改正を踏まえ、茨城県土木部発注工事の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 改正の内容

	改正後	現行
(1)特定建設業許可・ 監理技術者配置 (令第2条関係)	7,000万円以上(建築一式工事) 4,500万円以上(上記以外)	6,000万円以上(建築一式工事) 4,000万円以上(上記以外)
(2)技術者等の専任 配置 (令第27条関係)	8,000万円以上(建築一式工事) 4,000万円以上(上記以外)	7,000万円以上(建築一式工事) 3,500万円以上(上記以外)

2 適用

令和4年11月18日以降に入札公告等を行う工事であって、かつ令和5年1月1日以降に契約を締結する工事

なお、当初契約済みである工事や公告中などの工事については、入札の公平性や工事の継続性を鑑み、従前のままの取扱いとする。